

新潟市新型コロナウイルス感染症対応結婚支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の流行下において、結婚式等の実施を延期、中止するカップルが増加しており、実施する場合でも、出席者の制限や複数会場の確保等、感染防止対策を徹底する必要がある。

このような中、結婚式等の実施を希望するカップルが、地域の感染状況等を慎重に見極めつつ、感染防止対策を講じた結婚式等を実施する場合に、市長はその経費の割引を受けることができるクーポン券を発行し、結婚式等を希望するカップルへの支援を行うこととする。

この支援について、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、新潟市新型コロナウイルス感染症対応結婚支援事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚等 婚姻届を提出した戸籍上の婚姻関係又は新潟市パートナーシップ宣誓制度（令和2年3月12日制定）に基づくパートナーシップの関係をいう。
- (2) カップル 結婚等する予定である、又は結婚等している異性、又は同性の2人
- (3) 結婚式等 挙式又は披露宴の他、記念写真の撮影など社会通念上カップルが結婚をするに際し催される一連の取組をいう。
- (4) クーポン 市が発行する結婚式等に利用することができる割引券をいう。
- (5) 結婚式等プラン 任意団体新潟市結婚応援プロジェクト（令和3年3月22日設立。以下同じ。）が策定したクーポンを利用することができる結婚式等の計画をいう。
- (6) 結婚式場 新潟市内に所在する結婚式等を実施する施設であって、任意団体新潟市結婚応援プロジェクトに加盟している者をいう。

(クーポンを利用できる者)

第3条 結婚式等でクーポンを利用できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 令和2年3月1日から令和4年1月31日までの間に、結婚等をしたカップル。
- (2) 令和3年6月1日から令和4年1月31日までの間に、結婚式等プランを利用して結婚式等を実施した者。
- (3) カップルのいずれか一方が、市内に住民登録している者。
- (4) カップルのいずれもが、結婚式等の実施後2年以上市内に住民登録することを誓約した者。
- (5) カップルのいずれもが、過去に本事業によるクーポンを利用していない者。
- (6) カップルのいずれもが、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者。

2 結婚式等でクーポンを利用できる者は、前項に掲げる者のほか、クーポンの利用について市長が特に必要と認める者とする。

(クーポンの額)

第4条 クーポンの券面金額は、3万円とする。

(クーポンの利用方法)

第5条 クーポンを利用しようとする者は、新潟市新型コロナウイルス感染症対応結婚支援事業クーポン利用申請書（第1号様式）（以下「クーポン利用申請書」という。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 結婚式等に要した経費の内訳が分かる領収書の写し。
- (2) 令和2年3月1日から令和3年5月31日までに婚姻したカップルにあっては、戸籍謄本の写し又は婚姻届受理証明書。

(3) 新潟市パートナーシップ宣誓制度により宣誓したカップルにあつては、パートナーシップ宣誓受領証又はパートナーシップ宣誓書受領カードの写し。

(結婚式場等における感染症対策)

第6条 クーポンを利用できる結婚式等プランを提供する結婚式場は、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が策定した結婚式場業「新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」を踏まえ、別表に掲げる新型コロナウイルス感染症防止対策を講じるものとする。

2 前項に基づく取組が実施済みであることを誓約するため、結婚式等プランを提供する結婚式場は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置対応済誓約書(第2号様式)を、市長に提出しなければならない。

(結婚式場における対応)

第7条 結婚式場は、カップルが本事業に係るクーポンを利用した場合、結婚式等のプランから3万円を割引いてサービスを提供するものとする。

2 結婚式場は、クーポン利用申請書及び添付書類をとりまとめたうえで、市に提出するものとする。

3 結婚式場は、クーポンの利用を希望するカップルに対し、制度の内容を分かりやすく丁寧に説明するとともに、公的書類等によりクーポン利用申請書に記載された内容が真正であることを確認しなければならない。

(市における対応)

第8条 市は、結婚式場から提出されたクーポン利用申請書及び添付書類を精査し、クーポン利用額の合計額を、結婚式場の指定口座に振り込むものとする。

(その他)

第9条 その他、次に定めるところによる。

(1) カップルは、別表に掲げる感染防止対策の内容を理解するとともに、国や県、市から

の感染症に関する対応方針を踏まえ、感染防止対策を講じた安全な結婚式等を実施するものとする。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の流行拡大等により、国や県、市から別途方針や要請が発出された場合は、本事業の取扱いを変更する場合がある。
- (3) 本要綱に定めのない事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

新潟市新型コロナウイルス感染症対応結婚支援事業クーポン利用申請書

新潟市新型コロナウイルス感染症対応結婚支援事業のクーポンを利用したいので、同事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

(宛先) 新潟市長 _____ 年 月 日 〒 _____ 申請者 氏名 _____ 電話番号 _____ メールアドレス _____	
パートナーの 住所・氏名	※住所は申請者と異なる場合のみ記入 〒 _____ _____ 氏名 _____
婚姻等の日	※婚姻日、パートナーシップ宣誓制度による宣誓日 _____ 年 月 日
結婚式等を実施した日	_____ 年 月 日
結婚式等を実施した 会場	所在地 <u>新潟市</u> 区 _____ 会場名 _____ 電話番号 _____
結婚式等のプラン	
誓約事項 (☑を記入)	<input type="checkbox"/> 結婚式等を実施した日から2年以上、新潟市内に住民登録予定です。 <input type="checkbox"/> 過去に本事業によるクーポンを利用したことはありません。 <input type="checkbox"/> パートナーを含め、暴力団又は暴力団員と密接な関係はありません。 <input type="checkbox"/> 本申請書に記載した内容は事実と相違ありません。
同意事項 (☑を記入)	<input type="checkbox"/> 本申請書及び添付書類が、結婚式場を経由し、市長に提出されることに同意します。 <input type="checkbox"/> 本申請書の記載内容に虚偽や事実と異なる内容があった場合、クーポン利用による割引額を返還することに同意します。
添付書類* (☑を記入)	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(写し) 又は婚姻届受理証明書 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受理証(写し) 又は同受領カード(写し)

※添付書類について、領収書(写し)は申請者全員が添付し、令和2年3月1日から令和3年5月31日までに婚姻したカップルは戸籍謄本(写し)又は婚姻届受理証明書を、新潟市パートナーシップ宣誓制度により宣誓したカップルは同受理証(写し)又は同受領カード(写し)をそれぞれ添付してください。

別記様式第2号（第6条関係）

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置対応済誓約書

年 月 日

（宛先） 新潟市長

法人名：

代表者名：

住 所：〒 ー

電話番号：

私は、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が策定した結婚式場業「新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」を踏まえ、別表に記載の新型コロナウイルス感染症防止対策を実施済みであることを誓約します。

別表（第6条関係）

分野	項番	新型コロナウイルス感染症防止対策の内容
共通	1-1	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染防止対策を徹底すること。
	1-2	人と人との間隔はできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）確保するように努めること。
	1-3	従業員及び関連スタッフに対し、基本的な感染症対策「感染源を断つこと」「感染経路を断つこと」「抵抗力を高めること」について、徹底させること。
	1-4	新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、発熱や風邪の症状のある場合には、参列はご遠慮いただくよう、事前にご案内すること。
	1-5	来場者の検温を行い、来場者に発熱等の症状がみられる場合（37.5度以上の場合や37.5度未満でも平熱より高いことが明らかな場合）は、来場を制限すること。
	1-6	参列者の来場時間や退場時間等を予め把握し、感染防止のため、参列者が密にならないよう係員による誘導等を行うこと。特に結婚式や披露宴終了後に出入口やロビー等で密ができないよう注意すること。
	1-7	施設内複数個所（玄関、会場入口等）に手指の消毒設備を設置すること。
	1-8	参列者の来場時には、マスクの着用を求め、ロビー、控室、式場等においては、常にマスクを着用してもらうこと。なお、マスクを持参していない参列者には、マスク配布等を行うこと。
	1-9	従業員及び関連スタッフについてもマスク（マスクが難しい場合は、適宜フェイスシールド等）を着用すること。
	1-10	屋内の施設内では、機械換気等を含め適切な換気を徹底すること。
	1-11	出入口等に消毒液を設置するとともに、消毒液が無くならないよう適宜補充すること。出入口、トイレ等ウイルスの付着が考えられる箇所については、適宜消毒を実施すること。参列者、従業員にこまめな手洗いを推奨すること。
	1-12	参列者及び従業員等に、新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA のダウンロードを推奨もしくは、各地域の通知サービスの活用を促すこと。

分野	項番	新型コロナウイルス感染症防止対策の内容
挙式場	2-1	参列者は、隣席との十分な間隔（※）をあけること。
	2-2	参列者に以下のとおり要請、対応すること。 (1) マスク着用の徹底すること。 (2) 会話を控えるよう要請すること。 (3) 大声を発する参列者に個別に注意する体制を整えること。 (4) ゴスペルや雅楽の演奏については、演者と参列者等と2mの間隔をとること。それができない場合には、演者から飛沫が拡散しないための適宜の方法（透明の遮蔽物を設ける等）を行うなど、飛沫感染対策を行うこと。 (5) 参列者が参加しての合唱等を行わないこと。
披露宴会場	3-1	披露宴会場は、出来るだけ広めの会場を手配し、席の間隔は、飛沫感染が防げる十分な間隔（※）を開けること。
	3-2	提供する料理は、個人盛りとし、大皿盛りは避けること。
	3-3	お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けること。
	3-4	使用するお皿・グラス・シルバー類は使用前の消毒、使用後の洗浄を徹底すること。
	3-5	テーブル、いす等は披露宴開始前に清拭消毒をすること。
	3-6	披露宴会場等ドアの開閉は、原則として従業員が手袋を着用のうえ行うこと。
	3-7	余興を行う際は、参列者と十分な間隔（※）を保ち、大声を発する余興等については、控えてもらうこと。
	3-8	マイクについては、使用の都度、消毒又は差し替えを行うこと。
	3-9	迎賓、送賓を行う場合は、人が密集しないよう、係員による誘導を行うこと。
写真	4-1	集合写真を撮影する場合は、直前までマスクを着用し、会話を控えてもらうこと。
	4-2	スナップ写真を撮影する際には、密集となることのないポーズとすること。
ロビー ・控室	5-1	テーブル、ソファ、ドアノブ、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト等、不特定多数の者が触れる可能性のある個所については、定期的な清拭消毒を実施すること。
	5-2	他の結婚式参列者と重なることのないようなタイムスケジュール、動線に配慮すること。
	5-3	ロビー、控室等は、参列者が密になることのないようレイアウトし、マスクを着用してもらうこと。

※「十分な間隔」とは、1m 以上、可能なら 2m 以上を目安とし、少なくとも隣の席とは 1 席程度の間隔をあけることをいう。

分野	項番	新型コロナウイルス感染症防止対策の内容
トイレ	6-1	ドアノブ、蛇口、手洗いシンク等は、定期的に清拭消毒を行うこと。
	6-2	トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
	6-3	ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備すること。
	6-4	手を洗う場所には液体せっけん、手指消毒剤等を設置すること。
清掃・消毒	7-1	界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。不特定多数が触れる可能性のある個所については、始業前には清拭消毒を行うが、手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
バックヤード	8-1	一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにすること。
	8-2	休憩スペースは、常時換気することに努めること。
	8-3	共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒すること。
	8-4	休憩スペース等を使用する場合は、入退室の前後に手洗い、手指消毒などを行うこと。
従業員	9-1	従業員及び結婚式に係わる関連スタッフは、始業前及び実務開始前の検温、体調確認を徹底し、体調不良者については、他者と接することの無いよう配慮し、自宅で静養させる等の措置をとること。
	9-2	従業員及び結婚式に係わる関連スタッフは、始業前及び実務開始前に手洗い又は手指消毒を徹底すること。
	9-3	ユニフォームについては、こまめに洗濯を行い、清潔に保つこと。
こみの廃棄	10-1	鼻水、唾液などのごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛ること。
	10-2	ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。
	10-3	マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗うこと。
打合せ	11-1	顧客の要望によりオンラインでの打ち合わせが可能な環境を整えること。
	11-2	新規接客においても、リモートでのご案内等の環境を検討すること。
	11-3	フェア等のイベント開催にあたっては、予め混雑しない様、日程、時間、人数を調整すること。

分野	項番	新型コロナウイルス感染症防止対策の内容
その他	12-1	美容室等、新郎新婦の体に直接触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより、接触感染対策を行うこと。
	12-2	高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討すること。
	12-3	万が一発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参列者の名簿を管理すること。
	12-4	従業員が濃厚接触者となった場合は、14日間の「自宅待機」とすること。
	12-5	従業員が感染した場合、当該従業員の濃厚接触者を特定し、「自宅待機」とすること。
	12-6	対象の職場については、保健所と相談のうえ、速やかに消毒等の措置を行うこと。
	12-7	このガイドラインは、結婚式に係わる、パートナー企業、納入事業者等にも説明し、準拠を求めること。
	12-8	営業再開にあたっては、新郎新婦に事前に十分な説明を行い、理解を求めたうえで、結婚式を実施すること。